

令和6年度 予防技術検定受検案内

申込み期間	令和6年7月10日（水）～8月30日（金） ※8/30 消印有効、8/31 以降の消印無効
検定実施日	令和6年12月1日（日）

【注意事項】

1 受検資格証明書は必ず添付してください。（必須）

※2回目以降の受検などに関係なく、どなたも受検資格証明書（過去の受検票、検定結果通知書等（コピー）も可）は必要となります。

2 共通科目の免除を希望する場合は合格証明書（コピー）を必ず添付してください。（必須）

※合格証明書（コピー）以外の証明書類では共通科目の免除は認められません。

3 受付日附印のある赤枠の「振替払込受付証明書（お客さま用）」を必ず添付してください。

※郵便局・ゆうちょ銀行の窓口での払い込みが必要です。（ATM振込は不可）

※「振替払込請求書兼受領証」は不可

この受検案内を最後までよく読んで、記載されている内容に同意の上で申し込んでください。
また、この受検案内には受検申請から検定結果の通知までの手続き等が記載されていますので、検定の結果通知書が届くまで大切に保管してください。



一般財団法人 消防試験研究センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル19階

電話 050-3803-9297・9298 FAX 03-5511-2751

問合せ受付時間 9:00～17:00（土、日及び祝日を除く。）

ホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

受検の流れ

受検資格の確認

『まずご自身に**受検資格**があるかチェック』（P 2 「1-4」）

必要な書類等（P 7 「2-1」）

(1) 受検願書	(2) 受検資格証明書	(3) 検定手数料	(4) 写真	(5) 封筒
同封の2枚 複写のもの	職場もしくは学校から 取寄せ又は受検票等 (受検票等はコピー)	同封の払込取扱票で郵 便局の 窓口で払込み 、 指定用紙を願書に貼る	縦4.5cm× 横3.5cm	この受検案 内が入って いた封筒

手数料の払い込み

・ 検定手数料の払込み（P 8 「2-3」）

受検願書の作成

・ 作成要領（P 9 「2-4」）
・ 受検資格証明書（P 12～14）
・ 写真（P 11）

- ・ 郵便局・ゆうちょ銀行の**窓口**から指定用紙で払込む（**ATMでの振込は不可**）
- ・ **赤枠の「振替払込受付証明書（お客様用）」を願書に必ず添付**
- ・ **受検資格の証明書（過去の受検の際の受検票等（コピー）も可）**

受検申込み（願書の送付）

令和6年7月10日（水）
～8月30日（金）
…（P 8 「2-2」）

- ・ 郵便局の窓口から**必ず特定記録郵便で送付**（願書が届いているかなどの個別の問合せは対応不可）
- ・ 受検申込み後に**転居する場合は、転居届を郵便局に提出**

受検票

令和6年11月上旬頃発送予定
…（P 16 「3」）

- ・ 受検会場、受検区分、科目免除などを確認

受検（検定当日の注意事項）

令和6年12月1日（日）
…（P 16 「4」）

- ・ **受検票・鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB）・消しゴムを必ず持参**
- ・ **受検した後も受検票を大切に保管**
⇒合格発表では合格者の受検番号を掲示
⇒来年度以降、受検資格証明書として使用（受検番号に関する問合せは対応不可）

合格発表

令和7年1月10日（金）予定

検定結果通知書

令和7年1月10日（金）発送予定
…（P 17 「5」）

- ・ **合否を問わず検定結果通知書を大切に保管（再交付はしません。）**
⇒合格証明書は予防技術資格者の認定時に必要
⇒来年度以降、検定結果通知書は受検資格証明書として使用可能、合格証明書（コピー）は科目免除の際必要

* 当センターからの免状等の交付はありません。

「消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」（平成17年10月18日消防庁告示第13号。以下「告示」という。）第1条第1号の規定による予防技術検定を次のとおり実施します。

1 検定の概要

1-1 検定実施日時

検定実施日	令和6年12月1日（日）
集合時間	13時30分（時間までに集合）
検定実施時間	14時00分～16時30分（150分） （共通科目免除の場合 14時00分～15時40分（100分））

1-2 検定会場

P3の「別表1 検定会場」をご覧ください。

なお、会場の都合などにより変更となる場合がありますので受検票を必ず確認してください。

1-3 検定実施内容・合格基準

検定区分 ^{※1}		防火査察		消防用設備等		危険物	
検定科目		共通科目 10問	専攻科目 20問	共通科目 10問	専攻科目 20問	共通科目 10問	専攻科目 20問
検定方法		択一式（マークシート方式）					
合格 基準	共通科目の 免除なし	共通科目及び専攻科目の正答の合計が60%以上 （計30問のうち、正答が18問以上）					
	共通科目の 免除あり ^{※2}	専攻科目の正答が60%以上 （20問のうち、正答が12問以上）					

※1 同時に複数の検定区分を受検することはできません。

※2 共通科目の免除を希望する場合は、P7「2-1 ※2」をご覧ください。

1-4 受検資格

(1) P4「別表2 受検資格一覧表」をご覧ください。

受検資格①又は④で受検を検討している消防職員は、所属する消防本部で自身の受検資格の有無を確認してください。

(2) 受検資格①～④のそれぞれについて、申込み時点で受検資格を満たしている必要があります。

(3) 虚偽又は不正の受検資格の証明は、合格を取り消す場合があります。

1-5 出題範囲・問題数・検定時間

P5、6「別表3 出題範囲・問題数・検定時間」をご覧ください。

別表1 (P2「1-2」より)

検定会場(予定)

※ 検定会場については、会場の都合等により変更となる場合があります。

※ 受検票に記載されている検定会場を必ず確認してください。

都道府県 コード	検定地	検定会場	所在地
01	北海道	北海道道民活動センター(かでの2.7)	北海道札幌市中央区北2条西7丁目
02	青森	青森県観光物産館アスパム	青森県青森市安方1-1-40
03	岩手	盛岡市総合福祉センター	岩手県盛岡市若園町2-2
04	宮城	宮城大学 大和キャンパス本部棟	宮城県黒川郡大和町学苑1-1
05	秋田	秋田県社会福祉会館	秋田県秋田市旭北栄町1-5
06	山形	山形国際交流プラザ(山形ビッグウィング)	山形県山形市平久保100
07	福島	パルセいいざか	福島県福島市飯坂町字筑前27-1
08	茨城	茨城県立消防学校 茨城県開発公社ビル	茨城県東茨城郡茨城町長岡4068 茨城県水戸市笠原町978-25
09	栃木	栃木県自治会館 栃木県消防学校	栃木県宇都宮市昭和1-2-16 栃木県宇都宮市中里町248番地
10	群馬	群馬県公社総合ビル 群馬建設会館	群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県前橋市元総社町2-5-3
11	埼玉	埼玉大学	埼玉県さいたま市桜区下大久保255
12	千葉	かずさアカデミアホール	千葉県木更津市かずさ鎌足2-3-9
13	東京	東京消防庁幡ヶ谷庁舎	東京都渋谷区幡ヶ谷1-13-20
14	神奈川	慶應義塾大学 日吉キャンパス	神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1
15	新潟	新潟県消防学校	新潟県新潟市西区曾和100-1
16	富山	パレプラン 高志会館	富山県富山市千歳町1-3-1
17	石川	石川県地場産業振興センター	石川県金沢市鞍月2-1
18	福井	福井県協ビル	福井県福井市大手3-7-1
19	山梨	山梨県地場産業センター(かいてらす)	山梨県甲府市東光寺3-13-25
20	長野	松本市勤労者福祉センター	長野県松本市中央4-7-26
21	岐阜	岐阜大学 全学共通教育講義棟	岐阜県岐阜市柳戸1-1
22	静岡	静岡県職員会館(もくせい会館)	静岡県静岡市葵区鷹匠3-6-1
23	愛知	愛知大学 車道キャンパス	愛知県名古屋市東区筒井2-10-31
24	三重	津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津)	三重県津市島崎町143-6
25	滋賀	コラボしが21	滋賀県大津市打出浜2-1
26	京都	YIC京都工科自動車大学校	京都府京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町27
27	大阪	大阪府立消防学校	大阪府大東市平野屋1-4-1
28	兵庫	神戸国際会議場	兵庫県神戸市中央区港島中町6-9-1
29	奈良	奈良県立大学	奈良県奈良市船橋町10番地
30	和歌山	和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ)	和歌山県和歌山市北出島1-5-47
31	鳥取	鳥取県立倉吉体育文化会館	鳥取県倉吉市山根529-2
32	島根	島根県職員会館 島根県林業会館	島根県松江市内中原町52 島根県松江市母衣町55
33	岡山	岡山商科大学 8号館	岡山県岡山市北区津島京町2-10-1
34	広島	広島県立広島産業会館	広島県広島市南区比治山本町12-18
35	山口	山口県教育会館 山口県社会福祉会館	山口県山口市大手町2-18 山口県山口市大手町9-6
36	徳島	徳島県消防学校	徳島県板野郡北島町鯛浜字大西165
37	香川	マリンパレスさぬき	香川県高松市福岡町2-3-4
38	愛媛	リジェール松山	愛媛県松山市南堀端町2-3
39	高知	高知県立ふくし交流プラザ	高知県高知市朝倉戊375-1
40	福岡	天神ビル 11階 会議室	福岡県福岡市中央区天神2-12-1
41	佐賀	佐賀大学本庄キャンパス経済学部4号館	佐賀県佐賀市本庄町1番地
42	長崎	長崎大学文教キャンパス 教養教育講義棟	長崎県長崎市文教町1-14
43	熊本	熊本学園大学 4号館	熊本県熊本市中央区大江2-5-1
44	大分	大分県消防学校	大分県由布市挾間町向原769
45	宮崎	宮崎県消防学校	宮崎県宮崎市大字郡司分210
46	鹿児島	鹿児島大学 共通教育棟3号館	鹿児島県鹿児島市郡元1-21-24
47	沖縄	琉球大学人文社会学部 文系講義棟	沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

受検資格一覧表

✕	受検資格	根拠
①	告示別表*第1及び別表第2に定める講習並びに別表第3から別表第5までのいずれかに定める講習の課程を修了した者（140時間の講習の課程を修了した者）	告示第2条第1号
②	大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	告示第2条第2号
③	大学、高等専門学校又は大学院において、機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する単位を通算して20単位以上修得した者	告示第2条第3号
④	予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員	告示第2条第4号

※ 告示別表は次のとおり

告示別表第1 基本課程（1）（必須）

教科目	時間数
予防広報	20時間
危険物	8時間
消防用設備	12時間
査察	24時間
建築	10時間
火災調査	15時間

告示別表第3 防火査察課程

教科目	時間数
査察	11時間
違反処理	14時間
査察実習	7時間
事例研究	6時間
効果測定等	5時間

告示別表第2 基本課程（2）（必須）

教科目	時間数
違反処理	8時間

告示別表第4 消防用設備等課程

教科目	時間数
消防同意	6時間
設備規制事務	26時間
事例研究	6時間
効果測定等	5時間

備考

第1及び第2並びに第3から第5までのいずれかの時間数を合計すると140時間となります。

告示別表第5 危険物保安課程

教科目	時間数
危険物化学	5時間
危険物規制	21時間
事例研究	4時間
効果測定等	5時間
危険性評価・設備等の性能評価	8時間

別表3 (P2「1-5」より)

出題範囲・問題数・検定時間

検定区分	検定科目	検定科目の範囲	問題数		時間
			科目別	計	
防火 査 察	共 通	予防業務全般に関する一般知識 ----- ・燃焼及び消火の理論に関する基礎知識 ・消防関係法令及び建築基準法令に関する基礎知識 ・消防同意、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基礎知識 ・査察並びに違反処理及び防災規制に関する基礎知識 ・防火管理及び防火対象物の点検報告制度に関する基礎知識 ・火災調査に関する基礎知識 ・危険物の性質に関する基礎知識 ・その他予防業務に必要な基礎知識	10	30	2 時 間 30 分
	専 攻	消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3条から法第6条まで、法第8条から法第9条まで及び法第17条の4並びにこれらに関する法律、政令、省令及び告示等並びにこれらに関する業務 ----- ・関係法令の制度と概要 ・立入検査関係及び違反処理関係 ・防火管理及び防火対象物の点検報告制度関係 ・防災規制関係及び火を使用する設備器具等に対する制限関係等 ・その他防火査察等に関する専門的知識	20		
消 防 用 設 備 等	共 通	防火査察の検定区分の共通科目に同じ	10	30	2 時 間 30 分
	専 攻	消防同意 ----- 消防用設備等 建築基準法令 ・消防同意及び消防用設備等並びに特殊消防用設備等関係法令の制度と概要 ・消防用設備等の技術上の基準関係 ・消防設備士及び消防設備点検資格者関係 ・その他消防同意、消防用設備等に関する専門的知識	20		

危険物	共通		防火査察の検定区分の共通科目に同じ	10	30	2 時 間 30 分
	専攻	危険物の性質 危険物規制	法第9条の3、法第9条の4及び法第3章並びにこれらに関する法律、政令、省令及び告示等並びにこれらに関する業務 ----- ・危険物関係法令の制度と概要 ・許可審査関係（位置、構造及び設備の基準を含む。） ・貯蔵及び取扱いの基準関係 ・移送及び運搬の基準関係 ・圧縮アセチレンガス等、指定可燃物及び少量危険物関係 ・危険物施設に関する保安規制関係 ・危険物の性質及び火災の予防並びに消火の方法 ・危険物取扱者関係 ・その他危険物に関する専門的知識	20		

- * 出題範囲の詳細は予防技術検定の検定科目の出題範囲について（令和5年3月28日付け消防庁予防課・消防庁危険物保安室事務連絡）を確認してください。
- * 共通科目の範囲は、火災の物理的要因及び化学的要因に関する基本的なものを含むものとします。
- * 検定科目の出題範囲は、法律、政令、省令及び告示並びに消防庁から示された通知のうち予防業務を行ううえで重要度の高いものを含むものとします。
- * 予防業務を行ううえで重要度の高い通知の例
 - ・ 「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について（平成14年8月30日付け消防安第39号・平成17年7月6日付け消防安第138号・平成26年3月4日付け消防予第55号・令和4年11月21日付け消防予第598号・令和5年3月16日付け消防予第175号・令和6年3月26日付け消防予第149号により改正）
 - ・ 令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号・平成27年2月27日付け消防予第81号により改正）
 - ・ 消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日付け消防安第26号）
 - ・ 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について（昭和62年4月28日付け消防危第38号）
 - ・ 製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて（平成14年3月29日付け消防危第49号）
- * 予防技術検定の問題は、**令和6年4月1日を基準**とし施行されている法令等に基づいて作成しています。
- * **共通科目の免除を受ける場合の検定時間は、1時間40分です。**

2 申込み手順

2-1 必要な書類等

(1) 受検願書	<ul style="list-style-type: none"> ・同封の2枚複写のもので、P 9「2-4」を参考に作成 ・A面及びB面は切り離さないでください。
(2) 受検資格証明書 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・職場又は学校から取寄せ又は過去の受検の際の受検票等（職場又は学校から取寄せた証明書は原本、受検票等はコピー）（必要な証明書はP 1 2～1 4参照） ・願書B面裏に貼ること。
(3) 共通科目の免除に係る証明書類（該当者のみ） ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・科目免除を希望する方は予防技術検定合格証明書（コピー）を願書B面裏に貼ること。
(4) 検定手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・同封の払込取扱票で、郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払込む（P 8「2-3」参照） ・指定の用紙を願書B面表に貼ること。（P 1 1 ②参照）
(5) 写真	<ul style="list-style-type: none"> ・縦4.5 cm×横3.5 cm（P 1 1 ①参照） ・願書B面表に貼ること。
(6) 封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・この受検案内が入っていた封筒 ・作成した願書を入れてP 8「2-2」のとおり申込みすること。

* 一旦受付した願書の返送や検定手数料の返金には応じられません。

※1 過去に受検したことがある場合でも、受検資格証明書の添付は必要です。

過去の受検票、結果通知書、合格証明書を持っている場合や予防技術資格者認定証を持っている場合は、それらの書類（コピー）を受検資格証明書として使用できます。（P 1 4 ⑤～⑧参照）

※2 共通科目の免除を希望する場合

予防技術検定合格証明書（コピー）を願書B面裏に貼り、A面の「共通科目の免除欄」の「1 受ける」に○印を付けてください。

※過去に予防技術検定に合格し、合格証明書をお持ちの方は、希望すれば共通科目の免除が可能です。予防技術検定合格証明書は再発行できませんので、必ずコピーを貼付してください。

※3 氏名の変更があった場合

受検資格証明書の氏名が申込みの氏名と異なる場合は、氏名変更の事実が証明できる書類（戸籍抄本、運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート等のコピー）を願書に貼ってください。

2-2 申込み方法

申込み期間	令和6年7月10日(水)～8月30日(金)(※8/30消印有効)
申込み方法	作成した願書を封筒に入れ、郵便局の窓口から「 特定記録郵便 」で郵送
郵送先	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル19階 (一財)消防試験研究センター 予防技術検定担当 宛
注意事項	(1) 令和6年8月31日(土)以降の消印で届くものや願書に不備があるものは受付できません。この場合、ご連絡をして受検申請書類を返送します。返送の費用は、受検申請者の負担となります。 (2) 一旦受付した願書の返送や検定手数料の返金には応じられません。 (3) 申込み後に 検定区分・検定会場・共通科目の免除の変更はできません。

* **団体等による一括郵送も可能**です。(1つの封筒に複数の願書を同封)

詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

トップページ→予防技術検定→右上項目のうち受検案内、願書の入手方法の郵送方法をクリック

2-3 検定手数料

検定手数料	5,700円
払込み手順	(1) 同封の「払込取扱票」に必要事項を記入(下図の記入例参照) (2) 記入した「払込取扱票」を使い、 郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払込み (5,700円とは別に所定の手数料が必要) (3) P11を参考に、 予防技術検定受検願書貼付用 (赤枠のもの)を願書B面表にのり付け

- (1) **ATM(自動払込機)は使用できません。**
- (2) **申込み後の返金には応じられません。**また、払込み後に用紙を紛失しても、当センターでは責任を負えません。**紛失した場合は、再度払込みをしてください。**
- (3) 団体で一括して払い込む場合は、当センターのホームページをご覧ください。

トップページ→予防技術検定→右上項目のうち受検案内、願書の入手方法の郵送方法をクリック

記入例

※金額の訂正は、無効ですので、新しい払込用紙をお使いください。

※金額3箇所

※4箇所

※1箇所

※3箇所

※3箇所

記入箇所は全部で11箇所(※部分)

払込み後、日附印が押されたかチェック

2-4 受検願書の作成要領

- A面、B面表、B面裏を使用
- A面とB面表は2枚複写
- A面とB面は、切り離さないこと。
- 願書は折ったり、曲げたりしないこと。
- 書き損じたら、横2本線を引き、そのすぐ上か横に正しく記入する。

A面

- ① 氏名のフリガナを氏と名に分けて、左づめで記入する。
濁点・半濁点は、1マスを使用する。
- ② 氏名を氏と名に分けて、左づめで記入する。
外国籍の方は、漢字又はアルファベット氏名を記入する。(マスを超えても構わない。)
- ③ 該当する元号に○印を付け生年月日を記入する。(1桁の数字の場合、0を前に付ける。)
- ④ 郵便番号は正確に記入し、住所は現在の居住地を都道府県名から記入する。
濁点・半濁点は、そのかなと同じ1マスに記入する。
- ⑤ 電話番号の局番等の間は、1マス使用して「-」と記入する。
職場や自宅など連絡が確実にとれる電話番号(携帯電話番号)を記入する。
(願書に不備がある場合など、ご連絡することがあります。)
- ⑥ 「防火査察」、「消防用設備等」、「危険物」の検定区分から1つ選んで、○印を付ける。
(申込み後の検定区分の変更はできません。)
- ⑦ 受検する「検定地の都道府県名」をP3から1つ選んで記入する。
都道府県コードは、P15や願書B面裏などの都道府県コード表を参照して記入する。
(申込み後の検定地の変更はできません。)
- ⑧ 該当する受検資格を1～4(告示第2条の号数に対応)から1つ選んで、○印を付ける。
過去の受検票、結果通知書、合格証明書を使用する場合
これらの書面の受検資格欄を確認し、記載されている告示第2条第1～4号の号数と同じ数字に○印を付ける。
予防技術資格者認定証を使用する場合
4に○印を付ける。
- ⑨ 勤務先名又は学校名などを記入し、**職場や自宅など連絡が確実にとれる電話番号(携帯電話番号)を記入する。**(願書に不備がある場合など、ご連絡することがあります。)
- ⑩ 現在の職業等で該当するものに1つだけ○印を付ける。

⑪ 共通科目の免除 **※⑪・⑫は過去に合格したことがある方のみ記入してください。**

【合格証明書(コピー)を貼付した方】

共通科目の免除を「1 受ける」又は「2 受けない」のいずれかに○印を付ける。

共通科目の免除を「1 受ける」場合は、必ず合格証明書(コピー)をB面裏に貼ること。

【合格証明書をお持ちでない又は貼付していない方】

共通科目の免除を受けることができませんので、共通科目の免除を「2 受けない」に○印を付ける。※未記入の場合は、共通科目の免除を希望しないものと判断することがあります。

⑫ すでに合格している検定区分すべてに○印を付ける。

予防技術検定受検願書(記入例)

(A面)

一般財団法人 消防試験研究センター理事長 殿	
申請者氏名 フリガナ ① ヨホウウ ② 予防	フリガナ ショウタ フリガナ・氏名は、氏と名に分けて、左づめで記入してください。
③ 生年月日 昭 平 令 07年 11月 09日 生 生年月日に1桁の数字がある場合は、0を前に付けてください。	⑤
④ 郵便番号 100-0013 必ず記入してください。 自宅電話番号又は携帯電話番号 03-8765-4321 01-2345-6789のように記入してください。	
住所 東京都千代田区霞が関 都道府県市区町村名・字名を漢字で記入してください。 1-19-119 丁目・番地・号については、数字で215125のように略して記入してください。 霞が関マンション119号室 アパート・マンション名・棟番号・部屋番号等を記入してください。	

切り離さないでください

検定日 令和06年12月01日	勤務先名又は学校名 ⑨ 〇〇消防本部 ××消防署 △△出張所
⑥ 検定区分 ① 防火査察 ② 消防用設備等 ③ 危険物	勤務先電話番号(携帯電話も可)又は連絡先 03-1234-5678 内線(7119)
⑦ 検定地 東京 都道府県 都道府県コード 13	⑩ 該当する職業等に1つだけ○印を付けてください。
⑧ 受検資格(1つだけ○印を付けてください。)*証明書をB面裏に貼ってください。	① ビル管理・消防設備業 ⑥ 学生 ② 建築業 ⑦ 教育・研究機関 ③ 防火管理者等 ⑧ 消防職員 ④ 化学工業 ⑨ ⑧以外の公務員 ⑤ 危険物保安監督者 ⑩ その他

過去に合格したことがある方は記入してください。	
⑪ 共通科目の免除 免除を ① 受ける ② 受けない *共通科目の免除を受ける場合は、合格証明書(コピー)をB面裏に必ず貼ること。	
⑫ 合格している検定区分 ① 防火査察 ② 消防用設備等 ③ 危険物 *合格している区分すべてに○印を付けてください。	

(記入上の注意)

- 黒色のボールペンを使用し、「かい書」で記入
- 書き損じたら、横2本線を引き、その上か横に正しく記入
- ○枠は該当するものに○印を付けること
- 願書は汚したり、折り曲げたりしないこと
- 写真や振替払込受付証明書はB面表に貼ること
- *欄は記入しないこと

※

予防技術検定受検願書 (記入例)

1

(B 面表)

① 受検願書に貼る写真

- (1) 写真の大きさは縦4.5cm、横3.5cm
- (2) 申込み者本人のみが写った顔写真(胸から上を撮影、正面、無帽、無背景の上三分身像又はパスポート規格の写真も可)
- (3) ふちなしで、カラーか白黒のどちらでも可
- (4) 申込み前6か月以内に撮影したもの
- (5) 写真を貼る点線枠内に全面的り付け
- (6) 次のような写真は使用不可
 - ・サングラス・マスク・帽子(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。)等を着用したもの
 - ・眼鏡のフレームや眼鏡レンズの照明による反射で顔が隠れているもの
 - ・頭髪が目にかかっているもの、歯が見えているもの、笑顔のもの
 - ・写真をコピーしたもの

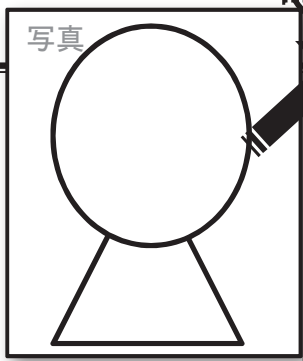


写真
縦 4.5 cm × 横 3.5 cm
写真の裏面に氏名・年齢及び撮影年月日を記載し、6ヶ月以内に撮影したもの(正面、無帽、無背景の上三分身像又はパスポート規格)を全面的り付けてください。

② 受検願書に貼る払込用紙(P8「2-3」)

(1) 払込用紙の赤い枠の部分「振替払込受付証明書(お客さま用)」

受検願書貼付用のみを全面的り付け

(2) 次のようなものでは受付不可(例年誤りがあるので注意してください)

- ・郵便局又はゆうちょ銀行の受付局日附印がないもの
- ・申込み者の控えである「振替払込請求書兼受領証」
- ・コピーしたもの
- ・払込金額が記入されていないものまたは訂正されているもの
- ・ATMで払込みしたもの
- ・予防技術検定用以外の払込用紙が添付してあるもの

宛先
内線 ()

検定地	府県	コード	
受検資格 (1つだけ ○印を付けて ください。)	1	告示第2条第1号 別表第1及び別表第2に定める講習並びに別表第3から別表第5までのいずれかに定める講習の課程を修了した者	
	2	告示第2条第2号 大学、高等専門学校又は大学院において、理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者	

振替払込受付証明書(お客さま用) (郵便局・ゆうちょ銀行⇒ご依頼人) <small>この受付証明書に日附印を押印し、依頼人に交付してください。</small>	振替払込請求書兼受領証
払込金額 ※ 千 百 十 万 千 百 十 円 0 0	払込金額 ※ 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 5 7 0 0
加入者名 一般財団法人 消防試験研究センター	加入者名 一般財団法人 消防試験研究センター
口座番号 001907-582565	口座番号 001907-582565
依頼人住所 東京都千代田区霞が関 1-19-119 霞が関マンション119号室 氏名 予防 清太	依頼人住所 東京都千代田区霞が関 1-19-119 霞が関マンション119号室 氏名 予防 清太
日附印 ○○○○ ○○○○	日附印 ○○○○ ○○○○

抜 票 金額 ※ 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 5 7 0 0	申込み者の控え 金額 ※ 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 5 7 0 0
--	---

窓口で回収

受検願書貼付用

※受付欄

次の①～⑧のいずれかの書類を用意し、願書B面裏の貼付欄にのり付けしてください。

- ① 「別表第1及び別表第2に定める講習並びに別表第3から別表第5までのいずれかに定める講習の課程を修了した者」（告示第2条第1号）

- ・講習などの修了証明書が必要
- ・証明書の様式は任意、ただし次の要件を満たしていること。
 - ア 氏名、生年月日の記入
 - イ 「平成17年消防庁告示第13号第2条第1号に規定する140時間の講習の課程を修了」と記載（140時間の記載がないものは受付できません。）
 - ウ 証明者は消防学校長、消防長、消防署長など
 - エ 証明者の公印の押印又は公印廃止等の理由で公印を押印することができない場合は、証明事務担当者（予防技術検定事務担当者）の氏名及び問合せ先を記入
 - オ 証明書は原本を貼ること。
- ・証明書の例

氏 名	予 防 消 太	平成7年11月9日生
受 検 資 格	平成17年消防庁告示第13号第2条第1号に規定する140時間の講習の課程を修了	
上記のとおり相違ないことを証明します。		
証明年月日	令和〇〇年××月△△日	
事業所名	□ □ 消 防 署	
証 明 者	□ □ 消 防 署 長	公 印
電 話	消 防 太 郎 03-1234-5678	
※ 公印を押印することができない場合は以下を記入		
担 当 者	〇〇消防本部 〇〇課〇〇係 消防 次郎 03-9876-5432	

- * 証明書の例を編集可能な形で当センターのホームページに掲載しています。

[トップページ](#)→[予防技術検定](#)→右上項目のうち[受検案内、願書の入手方法](#)の[受検願書に添付する受検資格証明書の例](#)をクリック

- ② 「大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」（告示第2条第2号）

大学、高等専門学校等が発行する次のような書類が必要（いずれか1つ）

- ・卒業証明書（原本）
- ・学科名が記載されている卒業証書（コピー）
- ・専門職大学が前期課程の修了を証明する書類（コピー）

③ 「大学、高等専門学校又は大学院において、機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する単位を通算して20単位以上修得した者」(告示第2条第3号)

大学、高等専門学校等が発行する次のような書類が必要(いずれか1つ)

- ・ 単位修得証明書(原本)
- ・ 授業科目別の履修時間の入った履修証明書(原本)

④ 「予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員」(告示第2条第4号)

- ・ 予防業務の従事経験証明書が必要
- ・ 証明書の様式は任意、ただし次の要件を満たしていること。
 - ア 氏名、生年月日の記入
 - イ 「平成17年消防庁告示第13号第2条第4号に規定する予防業務に1年以上従事した経験を有する」と記載(予防業務に1年以上従事の記載がないものは受付できません。)
 - ウ 証明者は消防長、消防署長など
 - エ 証明者の公印の押印又は公印廃止等の理由で公印を押印することができない場合は、証明事務担当者(予防技術検定事務担当者)の氏名及び問合せ先を記入
 - オ 証明書は原本を貼ること。
- ・ 証明書の例

氏 名	予 防 消 太	平成7年11月9日生
受 検 資 格	平成17年消防庁告示第13号第2条第4号に規定する予防業務に1年以上従事した経験を有する	
上記のとおり相違ないことを証明します。		
証明年月日	令和〇〇年××月△△日	
事業所名	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 消 防 署	
証 明 者	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 消 防 署 長	
電 話	消 防 太 郎	公 印
	03-1234-5678	
<p>※ 公印を押印することができない場合は以下を記入</p> <p>担 当 者 〇〇消防本部 〇〇課〇〇係</p> <p style="padding-left: 40px;">消 防 次 郎</p> <p style="padding-left: 40px;">03-9876-5432</p>		

- * 証明書の例を編集可能な形で当センターのホームページに掲載しています。
[トップページ](#) → [予防技術検定](#) → 右上項目のうち [受検案内、願書の入手方法](#) の [受検願書に添付する受検資格証明書の例](#) をクリック

⑤ 過去に受検した時の受検票を持っている場合
過去の <u>受検票（コピー）</u> を使用可能 *過去の受検票は再交付できません。
⑥ 過去に受検した時の検定結果通知書を持っている場合
<u>予防技術検定結果通知書（コピー）</u> を使用可能 *過去の検定結果通知書は再交付できません。
⑦ 過去に受検した時の合格証明書を持っている場合
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>予防技術検定合格証明書（コピー）</u>を使用可能 ・共通科目の免除の有無を選べるため、P 9「2-4 受検願書の作成要領」の⑩を参考に、<u>受検願書A面で共通科目の免除を「1 受ける」か「2 受けない」かのいずれかに必ず○印</u>を付けること。 (不備がある場合は、電話で確認することがあります。) *過去の合格証明書は再交付できません。
⑧ 予防技術資格者認定証を持っている場合
「消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件(平成17年消防庁告示第13号)」に基づき、消防長から予防技術資格者として認定されている場合は、 <u>予防技術資格者認定証（コピー）</u> を使用可能 *共通科目の免除を受けることはできません。

B面裏（見本）

B面裏

受 検 資 格 証 明 書 貼 付 欄

- ・自分の受検資格と必要な受検資格証明書が合っているか以下の
- ・のり付けする証明書で右端のパンチ穴を覆わないよう注意
- ・内容が見えれば、のり付けする証明書の折り曲げ、重ね貼

(①～⑧の受検資格証明書)

～～～証明書

(他に受検票、結果通知書など)

受検資格	受検資格	受検資格	受検資格
①【告示第2条第1号】別表第1及び別表第2に定める講習並びに別表第3から別表第5までのいずれかに定める講習の課程を修了した者	消防学校長、消防長又は消防士	過去に左欄の受検資格で受検した時の合格証明書	免除可能
②【告示第2条第2号】大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて専門職課程の前期課程を修了した者を含む。）	卒業証明書若しくは卒業証書書類（いずれも学科名が明記されていること）	過去に左欄の受検資格で受検した時の受検票	—
③【告示第2条第3号】大学、高等専門学校において機械、電気、電子、情報処理又は法政の課程を修めて卒業した者	卒業証明書若しくは卒業証書書類（いずれも学科名が明記されていること）	過去に左欄の受検資格で受検した時の結果通知書	—
④【告示第2条第4号】消防業務に1年以上従事する消防士	従事経験を証明する書類	過去に左欄の受検資格で受検した時の合格証明書	免除可能

(①～⑧の受検資格証明書)

～～～証明書

(他に受検票、結果通知書など)

※ 提出された証明書類などは、返却できません。

都道府県コード表

北海道	01	福島	07	東京	13	山梨	19	滋賀	25	鳥取	31	香川	37	熊本	43
青森	02	茨城	08	神奈川	14	長野	20	京都	26	島根	32	愛媛	38	大分	44
岩手	03	栃木	09	新潟	15	岐阜	21	大阪	27	岡山	33	高知	39	宮崎	45
宮城	04	群馬	10	富山	16	静岡	22	兵庫	28	広島	34	福岡	40	鹿児島	46
秋田	05	埼玉	11	石川	17	愛知	23	奈良	29	山口	35	佐賀	41	沖縄	47
山形	06	千葉	12	福井	18	三重	24	和歌山	30	徳島	36	長崎	42		

3 受検票

- (1) 受検票（はがき）の送付
 - ア 令和6年11月上旬頃、受検願書に記載された住所へ郵送します。
申込み後に転居予定の場合は、転居届を早めに郵便局へ提出して、受検票及び検定結果通知書が新住所に転送されるようにしてください。
 - イ 受検会場ごとに異なる注意事項が記載されていますので、その内容を必ず確認してください。
- (2) 受検票が届かない場合は、次のとおり電話で連絡してください。

問合せ期間	令和6年11月11日（月）～11月18日（月） （平日の9時から17時まで）
電話連絡先	050-3803-9297・9298 （一財）消防試験研究センター 予防技術検定担当

* 連絡がない場合は、受検票が届いているものとみなします。

- (3) 受検した後も、受検票は次のとおり使用しますので、大切に保管してください。
 - ア 合格発表時
受検票には受検番号を記載しており、合格発表は合格者の受検番号を掲示します。
（受検番号に関する問合せには対応できません。）
 - イ 受検資格証明書として
今後、願書に貼付して受検申込みに使用できます。

4 検定当日の注意事項

- (1) 受検票に記載された受検会場で指定された席に座ってください。集合時間（13時30分）までに必ず着席してください。（受検上の注意事項を説明します。）
また、各会場では係員の指示に従ってください。
- (2) 受検票・鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB）・消しゴムを必ず持参してください。
鉛筆又はシャープペンシル以外のものを使用して解答カードにマークした場合には、採点機が読み取れませんので、使用しないでください。
- (3) 検定実施中に、受検願書の写真と本人との照合確認を行います。写真が不鮮明な場合など、本人確認のために係員が身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）等）の提示をお願いすることがあります。
- (4) 検定実施中は、参考書等の資料、電卓、携帯電話、PHS、スマートフォン、スマートウォッチその他の無線通信機器は使用できません。
また、受検票や座席票などをメモとして使用することはできません。これらの行為を行った場合は不正受検とみなし、途中退場していただくことがあります。

5 検定結果の公示（合格発表）

(1) 合格発表（検定結果の通知）

合格発表予定日	令和7年1月10日（金）
発表方法（予定）	(1) 中央試験センター及び各支部*の掲示板上に合格者の受検番号を掲示 (2) 当センターのホームページに合格者の受検番号を掲載
検定結果通知書 （はがき）発送予定日	令和7年1月10日（金）
・受検者全員に検定結果の通知書を郵送します。（受検が無効になった場合を除く。） ・受検票と同じ住所に郵送しますので、 転居予定の場合は、転居届を早めに郵便局へ提出 してください。	

※ 中央試験センター及び各支部の所在地は当センターのホームページ参照

(2) 検定結果通知書が届かない場合は、次のとおり電話で連絡してください。

問合せ期間	令和7年1月20日（月）～2月3日（月） （平日の9時から17時まで）
電話連絡先	050-3803-9297・9298 （一財）消防試験研究センター 予防技術検定担当

- * 検定問題の内容、合否、採点結果などに関する問合せには、一切応じられません。
- * 連絡がない場合は、検定結果通知書が届いているものとみなします。

(3) 検定結果通知書の取扱い

次のような場合に使用することがありますので、大切に保管してください。

ア 受検資格証明書として

今後、願書にコピーを貼付して受検申込みや共通科目の免除（合格証明書のみ）に使用できます。

イ 予防技術資格者の認定時

消防職員が検定に合格した場合、所属する消防本部から予防技術資格者として認定を受けるための証明書として使用できます。

6 予防技術検定及び予防技術資格者について

予防技術検定とは、予防技術資格者になるための試験です。

1 予防技術資格者とは

消防本部及び消防署等の機関には、建築物の大規模化・複雑化等に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する「予防技術資格者」を配置することとされています。

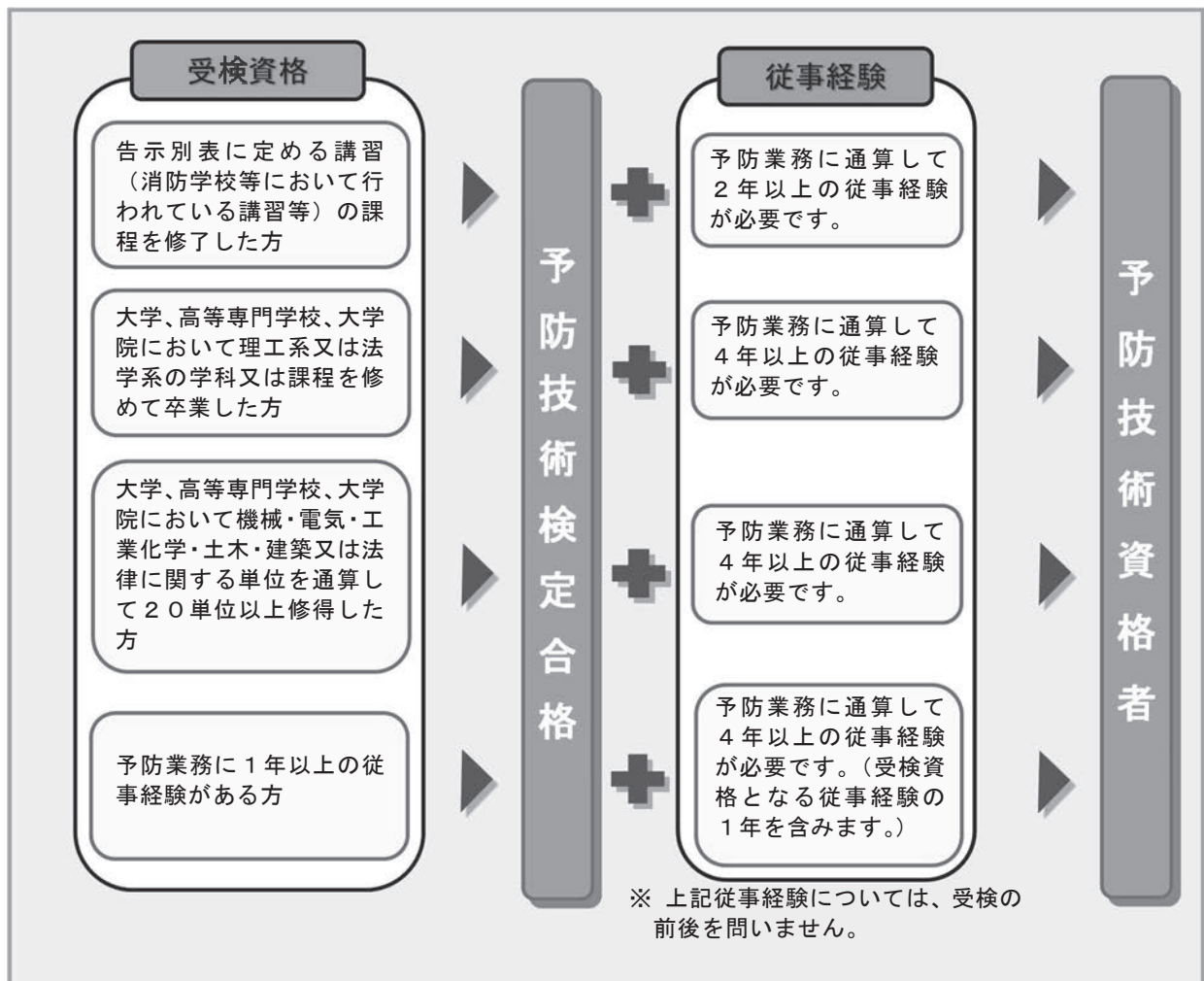
「予防技術資格者」は消防長により認定（認定証の交付）されます。

2 予防技術検定とは

予防技術資格者になるためには、**予防技術検定**に合格する必要があります。

3 予防技術検定を受検するための資格とは

予防技術検定の受検資格と予防技術資格者に必要な従事経験は次のとおりです。



7 日程表

申込み期間	令和6年7月10日（水）～8月30日（金） ※8/30消印有効、8/31以降の消印無効
受検票の発送予定	令和6年11月上旬頃
受検票の未着問合せ期間	令和6年11月11日（月）～11月18日（月） ※平日の9時から17時まで
検定実施日	令和6年12月1日（日）
検定結果の公示（合格発表）予定日 検定結果通知書の発送予定日	令和7年1月10日（金）
検定結果通知書の未着問合せ期間	令和7年1月20日（月）～2月3日（月） ※平日の9時から17時まで

8 その他

(1) 個人情報の取扱いについて

ア （一財）消防試験研究センターは、個人情報の適切な保護管理に努めます。

イ 受検願書記載事項のコンピュータへの登録、受検票及び検定結果通知書の発送などの業務を外部の事業者へ委託することがあります。委託する場合は、当該委託先と個人情報の取扱いに関する契約を行うとともに、安全に個人情報の管理が図られるように適切な管理監督を行います。

(2) 試験当日の特例措置（車椅子の使用等）を希望される場合は、事前にご連絡ください。

(3) 緊急情報等の掲示について

検定実施日等に変更が生じた場合は、当センターのホームページに緊急のお知らせとして掲示します。下記のURLにアクセスして確認してください。

ホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>